



北海道における札幌の役割

札幌市 市長

上田文雄 氏 (64)



【笑顔になれるまち～SAPP_RO】

おいしいものを食べたり、豊かな自然に触れたりすることで、人は笑顔になる。多くの魅力資源に恵まれている札幌には笑顔があふれ、笑顔のあるところに人は集まる。そんな札幌をイメージしたロゴマークがこの「SAPP_RO」。今日は、札幌の魅力的なイベントを一つご紹介しようと思う。

札幌の中心部にある大通公園は、長さ約1.5キロ、四季折々の美しい植物やイベントなどにより、1年を通して多くの観光客、市民に親しまれている。この大通公園を舞台に、「北海道・札幌の食」をテーマとして、平成20年から「さっぽろオータムフェスト」を行っている。これは、北海道の生産者が作った、とびっきり旨いものを、ここ札幌で市民や観光客の方々が集い、秋の豊穡を祝いながら消費しようというイベント。大通公園を北海道の食のショーケースとして、札幌が北海道をまるごと売り込もうという企画でもある。

札幌は北海道をバックグラウンドに、その豊かな自然の恩恵を受け、また北海道開発の拠点として、多くの資本が投下されて発展してきた都市である。そのようにして培ってきた札幌の都市機能は、北海道全体のために役立てるべきであると思う。それは、札幌の魅力や都市機能を高め、札幌を豊かにすることにもつながると信じる。

【都市の力で地域を元気に】

地域主権の目的は、地域の自由度を高め、地域が持つ個性や能力を発揮することによって、活力に満ちた社会をつくること。北海道・札幌の経済や雇用情勢は厳しい。しかし北海道には豊かな自然、大地・海の恵みという素晴らしい個性がある。それと札幌の都市機能を結び付けて、北海道を活性化できないか。もう一つ。北海道は広い。札幌だけではなく、道内の都市が連携したら、もっと都市のパワーを発揮できるのでは。そのような思いにより、平成21年から各地域で中心的な役割を担っている道内の中核都市で市長会議を行っている。お互いのまちの特色を生かし合い、連携、補強し合いながら、地域を元気にし、北海道全体を盛り上げていきたい。

HPアドレス: <http://www.city.sapporo.jp/>

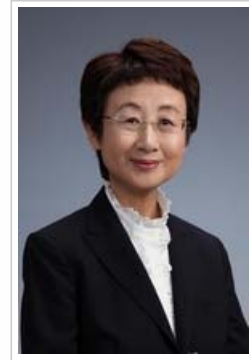
問い合わせ先: 札幌市 総務局行政部総務課 TEL 011-211-2162



災害時における大都市の役割

仙台市 市長

奥山恵美子 氏 (61)



昨年3月11日に発生した東日本大震災では、本市でも944名の市民の方が犠牲になりました。また、東部沿岸地域での津波被害や丘陵部での宅地被害などにより家を失った方や避難した方も多く、これまで膨大な量の災害対応業務に取り組んでまいりました。

このような未曾有の大災害に向き合う中で強く感じたことは、災害救助法や災害対策基本法など現行の災害対応法制は、指定都市など大都市の持つ力が十分に活用できる形になっていないということです。

このことが本市で最も問題となったのは、応急仮設住宅の建設の遅れでした。本市では用地確保や受付体制などの準備は早く整いましたが、制度上、主体的に建設を進めることができず、結果として入居までに時間を要することとなりました。当初から本市の業務となっていれば、より早く被災者の方々に住居を提供できたのではないかと、忸怩たる思いをいたしました。

今回の震災のような大規模かつ広域にわたる災害時には、都道府県がすべてをコントロールすることは大変な負担となります。基礎自治体として十分な能力を有する各市が自立的に災害対応を行うことで、自らの地域における救助の迅速性が確保できるだけでなく、都道府県においても、ほかの地域により手厚い支援を行うことができるなど、被災地全体にプラスの効果をもたらすことができるのではないのでしょうか。

また、災害発生時の自治体間の支援において、被災市町村役場に入って実際に力となるのは、同じ市町村職員です。特に今後実施される区画整理や再開発などの事業では、大都市の職員が持つ専門性や経験が強く求められます。このような場面で能力を十分に発揮できるよう、大都市を明確に位置付けた形の支援体制を構築することも今後の課題の一つだと考えています。

本市では、早期の復興により東北地方全体の復興の牽引役となるべく、震災復興計画の計画期間を5年として、全力で復興に取り組んでいます。さらに、今回の大震災における被災者の皆様のつらい経験が今後も繰り返されることのないように、大都市の能力を災害対応に活かせる制度を実現することも被災自治体としての本市の大きな役割です。今後、災害対応法制の改正も、復興事業の迅速な推進とともに、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.sendai.jp/>

問い合わせ先: 仙台市 行財政改革課 TEL 022-214-1263



都市の力で日本の再生を

さいたま市 市長
清水勇人 氏 (50)



【「都市の力」を実感】

さいたま市は、昨年誕生10周年を迎えました。平成13年、浦和、大宮、与野の3市合併によりスタートしたさいたま市は、平成15年の政令指定都市移行、平成17年の岩槻との合併を経て、人口124万人を有する大都市に成長したのです。

この間、厳しい財政状況もあって、一気にとまではいきませんでした。道路、下水道や鉄道高架などの都市基盤整備を着実に進め、また、スポーツ、環境、教育などの面で、さいたま市の認知度、ブランド力もかなり向上しました。以前のままではこうはいかなかったでしょう。まさに、合併と政令指定都市移行により備わった「都市の力」を実感する日々です。

【グローバルな競争と大都市制度改革】

しかしながら、我が国の今後を考えたとき、都市を取り巻く制度が今のままでいいとは思えません。すでに我が国全体では人口減少局面に突入し、都市部でも今後高齢化が急速に進むと見込まれる一方、海外に目を転じてみれば、アジア、特に中国、韓国の大都市が大変なスピードで発展してきています。迫り来る難題に立ち向かいつつ、厳しい都市間競争に打ち勝っていくためには、日本の都市はもっと力をつけなければなりません。都市に力を与え、都市を成長のエンジンとして活用する、そのことで、我が国全体の将来を切り開いていく。ここにこそ、今、大都市制度改革が求められるゆえんがあると考えます。

【基礎自治体としての都市】

また、都市には、そこで暮らす住民がいて、様々なニーズがあります。子育て、教育、医療、高齢者・障害者福祉、まちづくり、産業、雇用、安全・安心など、住民の多様なニーズにきめ細かく応えることができるのは、住民と直接接している基礎自治体だけです。そして、社会経済の変化の中でほころびつつある地域の絆を取り戻すことができるのも、我々基礎自治体だけです。地域それぞれで実情が異なる住民のニーズに対応しながら、住民と一緒に豊かなコミュニティを再生するためにも、都市の力を更に強くすることが必要なのです。

この2つの要請を両立させるため、私たちはこれまで「特別自治市」の提案をしてきましたが、今回、地域主権の確立に向けて指定都市・中核市・特例市が連携するという、画期的な取組がスタートしました。地域主権改革を通じて都市がもっと力をつけ、そして都市の力で日本を再生する。全国の都市が手を携えて、ぜひとも実現したいと思います。

HPアドレス: <http://www.city.saitama.jp/>

問い合わせ先: さいたま市 都市経営戦略室 TEL 048-829-1064



基礎自治体への分権が地域主権の最終ゴール

千葉市 市長
熊谷俊人 氏 (34)



【指定都市移行20周年】

千葉市は、今年、平成4年4月1日に12番目の指定都市に移行してから20周年を迎えました。この間、指定都市のメリットを生かしながら、子育て施策や高齢者福祉の充実を図るとともに、道路、下水道などの都市基盤整備を進めた結果、市民の生活環境は格段に向上し、首都圏における存在感も高まりました。指定都市に移行したメリットを市のホームページにまとめていますので、ご覧ください。

「指定都市になったメリット」は、「分権のメリット」につながるものです。指定都市、中核市、特例市が、それぞれ工夫して都市へ分権が進むことのメリットを市民・国民に分かりやすく説明することが、分権の進展に必要なことだと思います。

【大都市へ資源の集中を】

かつてない少子超高齢社会を迎えようとしている我が国においては、今後、限られた資源を効率的に活用することが重要です。国土の均衡ある発展という考え方ではなく、日本全体の経済成長を担うべき大都市に、今までも増して資源を集中すること、基礎自治体である大都市に権限と財源を移譲することが何よりも必要です。

指定都市は、道府県から大幅な権限移譲を受けて、ある程度自らの判断で事務を行うことができる都市です。この指定都市制度は、市民に直接接しながら、ある程度広域的なことも自分たちで決めることができる都市制度だと思います。今後、さらに改善を加え、自分たちのことは自分たちで決められる制度とすることが望まれます。

【基礎自治体への分権が地域主権の最終ゴール】

私は、常々、基礎自治体への権限移譲が地域主権の最終ゴールだと述べています。市民ニーズや現場の実情を肌で実感し、理解している基礎自治体である市への分権を進め、自立して独自の方針のもとに運営できるようになることがゴールだと考えています。今後とも、指定都市、中核市、特例市による連携した取組を進めて、自分たちの責任と権限で自治体運営をしていく気概と能力を持つ都市への分権を強力に推進していきましょう。

HPアドレス: <http://www.city.chiba.jp>

問い合わせ先: 千葉市 行政改革推進課 TEL 043-245-5030



真の分権型社会にふさわしい自立性の高い 大都市の確立

川崎市 市長
阿部孝夫 氏 (69)



川崎市は今年、政令指定都市移行40年という記念すべき年にあたります。昭和47年に人口98万人で指定都市に移行し、この40年で143万人を擁する大都市へと成長を遂げてきました。

この間、本市は、環境問題をはじめとする様々な課題に対し、市民、事業者の英知と努力を結集し、その克服に取り組むとともに、川崎の地域資源を活用しながら、市民と手を携え、活力とうるおいのあるまちへと発展してきました。

一方、経済のグローバル化や少子高齢化の進展、様々な都市的な課題の増大など、社会経済状況が大きく変化している中で、大都市としても、社会経済における様々な課題に対して、的確・柔軟に対応することが求められています。そうした中、本市の特徴と強みを生かした公害の克服で培われた環境技術の世界への普及による産業の活性化や、今後成長が見込まれるライフサイエンス分野における取組、福祉製品の高いものづくり技術の海外展開など、日本経済の成長エンジンの役割を担う大都市としての更なる取組を迅速に強力に進め、世界に貢献していきたいと考えています。

また、国の行財政の仕組みという側面からも国、都道府県、市町村の3層構造は、状況変化の中で生じる様々な課題に対して迅速に対応できないなど制度疲労を来たしています。国が権限を持ち、法律で枠組みを作り、県と市町村が同じような仕事を持っているといった、いわゆる二重行政の無駄が生じている統治機構をできるだけフラットにし、住民に身近な問題は、身近なところで解決できる、基礎自治体優先の原則に基づく改革を一層、進める必要がある状況になっています。

これらの状況を踏まえて、川崎市は、国や県からの制約を最小限とし、市域に及ぶ全ての権限を担うなど、自主的・自立的な行財政運営を行うことにより、地域の課題を一元的に迅速に解決することができるなど新たな大都市制度として「特別自治市」を目指しています。今後もその実現を目指し、積極的に取組を進めていきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.kawasaki.jp>

問い合わせ先: 川崎市 総合企画局自治政策部 TEL 044-200-2761



「これからの大都市制度と都市の役割」～横浜市～

横浜市 市長
林文子 氏 (66)



21世紀は、都市の世紀と言われています。都市部に人口が集中し、その都市の活力が、国の活力を大きく左右する時代です。都市間競争が激化し、アジアでは、上海や釜山などの大都市がその存在感を増していますが、日本の大都市は、相対的にその影響力が低下しています。

私は、この現状を何とか打ち破り、大都市が国全体に活力を生み出し、持続的に発展するけん引役となるべきとの思いから、大都市の能力にふさわしい権限と財源を備える新たな大都市制度「特別自治市」の実現に取り組んでいます。

今、新聞やテレビでは、地方制度に関する記事をよく目にします。道州制、大阪都構想、特別自治市など、地域の特性を踏まえたさまざまな考え方が示されています。今、なぜ大都市制度なのか。それは、「中央集権制を基礎にした地方自治には、さまざまなひずみが生じている。都市の活力をもっと引き出し、日本全体を元気にするために、地方自治制度を見直すべきだ」という地方の切実な思いがあるからなのです。

1859年の開港時は100戸ほどの寒村だった横浜は、今や369万の人口を擁する日本最大の基礎自治体に発展しました。海に開けた都心部は、近代的なビル群と歴史的建造物が調和する美しい街並みや国際総合戦略港湾として国の指定を受けた横浜港を有し、郊外部は、県内1位の農地面積・農家戸数を有するなど、自然環境にも恵まれています。

こうした多様性がある一方で、70年以上にわたり市域が変わることなく、横浜を愛する市民の皆様とともに、都市としての一体性を育んできました。

二重行政を解消し、福祉・子育て・医療など市民の皆様が日常必要とするサービスを充実し、待機児童対策など、大都市ならではの課題にも一元的かつ総合的に対応する、そのために、市民力、多様性、都市の一体感を活かし、その持てる力を最大限に引き出せるよう、議論を重ねながら、この横浜で「特別自治市」を何としても実現させていきます。

HPアドレス: <http://www.city.yokohama.lg.jp/>

問い合わせ先: 横浜市 大都市制度推進課 TEL 045-671-4239



基礎自治体の役割強化を

相模原市 市長
加山俊夫 氏 (67)



【相模原～首都圏南西部の広域交流拠点として～】

相模原市は昭和29年11月に誕生し、平成15年4月の中核市移行、その後の旧津久井郡4町との合併を経て、平成22年4月に、戦後生まれの都市として初めて政令指定都市に移行しました。

今後、リニア中央新幹線の市内駅の設置や首都圏中央連絡自動車道の整備などが進められ、広域交通網の充実・強化や都市機能の集積が見込まれる中、首都圏南西部の広域交流拠点都市として、周辺都市との連携・協力を図りながら、さらなる発展を目指しています。

【基礎自治体の役割強化を】

多様な思想や規範を持った人々が集まり、生活を営む場所である「都市」においては、居住する全ての住民の生活向上につながるよう、住民同士が対話、協力する中で一定のルール等を定め、住民が自ら「都市」を運営することが重要です。このことは自治の本質であり、地方分権改革は、この本質を取り戻す有効な取組です。

そのためには、住民に最も身近な「都市」である基礎自治体が、地方自治における真の主体となり、地域主権を実現できるよう、必要な権限や財源の移譲により、その役割を強化することが不可欠です。

日本の発展に向かって、全ての基礎自治体が自立的な都市経営を目指して連携し、積極的な取組を進めていく必要があります。10月19日に開催されるシンポジウムは、その足掛りとして大きな役割を果たすものと期待しています。

閉塞感が漂い、未来への希望が持ちにくい今日の状況を打破するためにも、今こそ、都市の力を集め、改革を進めていきましょう。

HPアドレス: <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

問い合わせ先: 相模原市 広域行政課 TEL 042-769-8248



指定都市・中核市・特例市で自立を目指す都市連合を

新潟市 市長
篠田昭 氏 (64)



【3市長会主催の連携シンポ】

10月19日に「地域主権の確立に向けて—指定都市・中核市・特例市に求められる役割」をテーマにしたシンポジウムを東京で開きます。3市長会が主催の連携シンポの開催はおそらく初めてでしょう。大都市制度への関心が高いこの時期にシンポを開催する意味は大変に大きいと思います。

3市長会はこれまで、「近接性・補完性の原理」に基づき、住民に身近な基礎自治体が大きな裁量権を持つ制度改革を国に求めてきました。指定都市市長会は、府県からいわば独立する「特別自治市」制度の創設を要望してきました。一方では「大阪都構想」のような新しい大都市制度が目され、先日は200万人以上の人口要件を満たす地域で特別区の設置を認める法案が決定しました。

【多様な大都市制度の前進を】

後発の指定都市である新潟市は特別自治市よりも、広域自治体である県との徹底連携を図る方が県民・市民にメリットが大きいと考え「新潟州構想」を提起してきました。県と県庁所在都市が住民のために力を寄せ合い、役割分担を明確にし、可能な分野は司令塔を一つにしていく垂直連携の考えです。

特別自治市を選択するか、他の道を選ぶか—。これはそれぞれの地域が抱える課題、果たそうとするミッションによって選択が異なることでしょう。指定都市市長会は昨年「多様な大都市制度」の旗の下、地域主権の前進を図ることにしました。

【手挙げ方式で権限移譲】

都市が果たす役割を大きくする課題は指定都市だけのものではありません。日本の代表的な都市である中核市も特例市も共通の課題を抱えています。人口要件で都市の格を決め、移譲する権限の範囲を決めている現在の都市制度も改革が迫られます。これからは人口によって階段状に都市の格を決めるのではなく、各地域のミッションや目指す方向に基づいて地域自らが権限移譲の優先順位を決め、手挙げ方式で国に求めていく時代と考えます。

自立をキーワードに都市連合を形成して、永田町や霞が関に地域主権を認めさせていくべきと思います。まず、指定都市・中核市・特例市が先頭に立ち、さらに一般市にも呼び掛けて「自立を目指す都市連合」として多数派を形成しながら、多様な都市制度を国に認定させましょう。3市長会の連携シンポは大きな跳躍台となるはずですよ。

HPアドレス: <http://www.city.niigata.lg.jp/>

問い合わせ先: 新潟市大都市制度推進課 TEL 025-226-2153



国土縮図型指定都市 静岡市

静岡市 市長

田辺信宏 氏 (51)



平成17年4月、国土縮図型政令指定都市「静岡市」は誕生しました。

国土の約7割が森林で覆われる「森の国」日本。本市はそれをさらに上回る、市域の約8割を占める森林がもたらす“恵み”を受けける豊かな都市です。

日本の国土そのままに、3000メートル級の山々が連なる「南アルプス」を水源とする「安倍川」の清流が一気に水深2500メートルの「駿河湾」に注ぎ込む、ダイナミックな自然によって都市が形成されました。本市は、都市部だけでなく、広大な山間地域と都市部がひとつの流域として共生する初めての政令指定都市となりました。

私は、過疎、限界集落など典型的な地方都市の問題を抱える本市が、他の政令指定都市と共に包括的な権限と財源を有する「特別自治市」を目指すことには、特別な意味があると考えています。

本市が目指す“しずおか型特別自治市”は、特別な市ではなく、自立した都市として、圏域全体の活性化のエンジンとなり、域内の都市と共生するものであると考えています。そして、この取組みは、「地方から国のかたちを変える」、日本を再生していく道筋であり、今後の都市モデルになるとも考えています。

また、地域主権改革の目的は、地域が経営の自由度を高め、独自の戦略でそれぞれが個性を活かし、活力に満ちた社会をつくること。その基礎として、本市が圏域の中心都市として、人口減少社会の中でも活力を維持していくことが必要であるという想いにより、まちの魅力を最大限に活かし、伸ばすために、俯瞰的に未来を見渡す「鳥の眼」と、日常生活の視点で現状を見つめる「虫の眼」から、静岡ならではの「まちみがき」を進めています。不安を安心に変え、人々が当たり前幸せに暮らせるまちこそが地域の活力の源泉であると思います。

今後は、静岡県と県内のもう一つの政令指定都市「浜松市」と連携し、自立した地域経営を行う基礎自治体のモデルとなる“しずおか型特別自治市”の実現に向け着実に歩んでいきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.shizuoka.jp/>

問い合わせ先: 静岡市 企画課 TEL 054-221-1287



基礎自治体の真の自立を目指します

浜松市 市長
鈴木康友 氏 (55)



【自立を目指す基礎自治体の連携】

地域主権改革の主役は住民に最も身近な基礎自治体です。この改革の本旨である地域住民が自らの判断と責任においてまちづくりに取り組むことができるようにするためには、基礎自治体の真の自立が必要不可欠です。指定都市・中核市・特例市の市長会主催によるシンポジウムの開催を契機として、一般市も含め、自立を目指す基礎自治体が連携し、地方発の地域主権改革に取り組んでまいりたいと考えています。

【道州制を見据えた基礎自治体の自立】

さて、現在の地域主権改革には、「目指すべき国のかたち」が示されていません。

私は、国の役割を外交や安全保障などに限定するとともに、都道府県制度を廃止し、適正な規模の広域自治体に再編する地域主権型道州制への移行が必要であると考えています。

そのためには、まず、基礎自治体の自立が必要であり、指定都市市長会で提案した「特別自治市制度の創設」は、その突破口の一つと考えます。

【浜松市の取り組み】

本市は、平成19年に指定都市に移行しましたが、まちづくりの根幹となる土地利用や教育分野をはじめ、まだまだ十分な権限と財源があるとは言えません。このため、道州制を見据えた“しずおか型特別自治市”の実現に向けて、静岡市とともに県との協議を進めています。また、本市では県の枠組みにとらわれない三遠南信地域の広域連携にも取り組んでおり、この地域で同じ道州になることを宣言しています。

今後も、浜松が基礎自治体の自立モデルとなり、国のかたちを変えていくとの気概を持って、地域主権改革に取り組んでまいります。

HPアドレス: <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

問い合わせ先: 浜松市 企画課 TEL 053-457-2086



地域主権時代における都市の役割

名古屋市 市長

河村たかし 氏 (63)



【新たな地域主権時代に向けて】

明治以来の中央集権体制を打破するのは並大抵のことではなく、国・県から独立するぐらいの気概がなければ、真の地域主権など望むべくもありません。また、今後は、国と地方の権限争いという“間仕切り論”にとどまることなく、住民が主役となり、住民サービスの向上に資するような、真の改革につなげていく必要があります。

まずは基礎自治体同士が地域主権の確立に向けて、連携の輪を広げ、それを大きな力に変えていくことが、国を変える大きな一歩になります。そのためにも、一定の規模と権限を兼ね備えた指定都市・中核市・特例市という“都市”が、それぞれの圏域の中核として、地域主権時代をリードしていかなければならないと思います。その役割は重大ですが、住民に最も身近な現場を担いつつ、圏域全体、そして日本全体を牽引しているという、誇りと責任を持ちながら、頑張っていきたいと思います。

【名古屋市の取り組み】

本市は、日本初の市民税5%減税、充実した交通インフラ、多彩な観光施設、「なごやめし」と言われる独特な食文化など、多様な魅力と兼ね備えた、大都市圏の中核として、商業、文化などさまざまな面で中心的な役割を果たしています。

この地域の歴史をひもとくと、旧尾張藩の時代から経済圏を同じくし、同じ水を飲み、同じ文化を共有してきた経緯があり、それが地域全体の自然発生的な一体感を生み出していることがわかります。この一体感を生かし、今、名古屋で動き出そうとしているのが、「尾張名古屋共和国」構想 (United Cities of Owari Nagoya) です。この構想は、「尾張名古屋」を一つのキーワードとして、日常生活や都市活動で密接な関係にある基礎自治体同士が、互いに自主・自立しながら、文字通り“共和国”として強固に結び付き、より一層の水平連携を進めていくものです。

また、本市は、地方が行うべき事務とそれに見合う財源を一元的に担う「特別自治市」への移行を検討しています。本市が「特別自治市」となり、大都市に見合った権限と財源を持つことができれば、広域的な課題の解決により一層主体的に取り組むことができます。今後、「特別自治市」への移行に向けた検討を進めながら、近隣市町村との水平連携を積極的に進め、住民サービスの向上と地域全体の発展に努めていきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

HPアドレス: <http://www.city.nagoya.jp/>

問い合わせ先: 名古屋市 総務局企画部大都市・広域行政推進室 TEL 052-972-2208



「京都力」を生かす「特別自治市」の実現へ

京都市 市長
門川大作 氏 (61)



京都では先月1箇月をかけて、祇園祭が厳かに、雅やかに執り行われました。本年は、1864年の蛤御門の変によって焼失した大船鉾が、保存会の皆さんをはじめとする多くの方の御尽力により142年ぶりに唐櫃巡行(からびつじゅんこう)の形で復活。京都が持つ千二百年を超える悠久の歴史は、京都に暮らす人々の弛まぬ努力の歴史でもあることを改めて実感しました。伝統に彩られた多くの行事や文化、長い時を経た風格に満ちた建造物はもちろんですが、何より、それらを支える人々の地域力・人間力こそが京都を京都たらしめている力なのです。

(キーワードは「共汗」と「融合」)

そうした京都の力が最大限生かされたまちづくりのため、私は市長就任以来、2つの言葉をキーワードに市政改革を進めてきました。一つは市民の皆様と共に汗する「共汗」。もう一つは、徹底的な市民目線で縦割り行政・二重行政を打破する、創造的な政策の「融合」です。

【特別自治市制度の実現へ】

私は、縦割り行政・二重行政の原因である、明治以来の中央集権型行政システムを抜本的に見直すべきだと考えています。その思いの下、道州制をも見据えながら「特別自治市制度」の実現を目指しています。住民に最も身近な基礎自治体に、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進するための権限・財源を付与するこの制度は、まさに地域主権の時代にふさわしいものと確信しています。

守るべきは大切に守り、変えるべきは大胆に変革する。そんな京都の伝統をしっかりと受け継ぎ、市民の皆様と夢や志、行動を共有し、更に各都市の皆様とも連携しながら、未来の京都のまちづくりを進めてまいります。

HPアドレス: <http://www.city.kyoto.lg.jp/>

問い合わせ先: 京都市 総合企画局政策企画室 TEL075-222-3033



大阪にふさわしい大都市制度の実現をめざして

大阪市 市長
橋下徹 氏 (43)



【新たな大都市制度の必要性】

全国均衡発展の高度経済成長の時代を経て、低成長時代を迎え、国際的な日本のプレゼンスが相対的に低下している中、国主導の全国画一的な経済政策を抜本的に改め、大阪をはじめとする大都市が、それぞれの地域の核として自らの経済ポテンシャル・特性を活かして、日本の成長をけん引していくことが、今まさに求められています。

そのためには、“国のかたち”そのものを中央集権型から地方分権型に大胆に転換し、1956年の地方自治法改正以来、大きな議論もなく続いてきた政令指定都市制度をはじめとする大都市制度についても、見直していくべき時期に来ています。

そこで、大阪から先駆的に大都市制度改革を行い、真の分権の受け皿を整備することで“新たな国のかたち”づくりを推進するため、平成24年4月に大阪府と共同で「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、新たな大都市制度について議論を行ってきました。

また、国会においても、8月29日に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立しました。

【大阪にふさわしい大都市制度とは】

大阪は東京に次ぐ経済等のポテンシャルを有しているものの、狭隘な大阪府域の中心に政令指定都市である大阪市が存在することによって、いわゆる「二元行政」の状態が続き、大阪全体の都市経営の責任が不明確となり、府市が一体性を持ち、強力に政策を推進することができませんでした。

今後は、

- ① 広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確化
- ② 都市の集積と広がりにあわせて広域行政のエリアを設定し広域機能を一元化
- ③ 住民自治が十分働き、迅速、きめ細かで総合的な住民サービスが行えるよう基礎自治体機能を強化

の3つのポイントを基本的方向性に位置づけ、具体的な制度設計に早急に入ります。

そして、日本の成長をけん引し、人々が生き生きと暮らせる“大都市 大阪”を実現するため、大阪にふさわしい大都市制度の実現をめざしていきます。

HPアドレス: <http://www.city.osaka.lg.jp/>

問い合わせ先: 大阪市 都市制度改革室 TEL 06-6208-9728



地域主権時代を切り拓く「自由・自治都市堺」

堺市 市長
竹山修身 氏 (62)



【地域主権改革の目指すべき姿】

人口減少社会の到来とグローバル競争の激化が不可避な中、基礎自治体である「都市」と、広域自治体である「道州」による地方自治のかたちが、地域主権改革の目指すべき姿であると考えています。

国の役割は外交や通商など国家存立に関わる事務に限定、圏域全体の成長戦略や広域的なインフラ整備などの広域行政は道州に一元化、そして、地域や住民生活に身近な事務全般は基礎自治体が責任を持って対応できるよう、役割分担を明確化することが必要です。

われわれ基礎自治体が、地域の特色を生かしながら「住民に優しく足腰の強い基礎自治体」となることが、将来の「地域主権型道州制」を支える基盤になるものだと考えています。

【「自由・自治都市 堺」として】

堺市は、平成18年に指定都市に移行し、今年で7年目を迎えています。現行の指定都市制度は、堺市が目指している方向にジャストフィットしていないと感じています。

現行制度は、子育て、健康、医療、福祉、教育など、住民生活に身近で、本来は基礎自治体が担うべき行政分野であっても府県が権限を有し、一方で、広域インフラである高速道路整備は指定都市が事業主体になっているなど、役割分担のさらなる峻別が必要であると考えています。

世界文化遺産登録をめざす百舌鳥古墳群を築造した古代から、自治・貿易都市として繁栄した中近世、そして多くの文化人や新しい産業を生み出してきた近代まで、常に新しい時代を拓いてきた輝かしい歴史を有するまち堺。南大阪をけん引し、進取の気風と自由の精神を受け継ぐ「自由・自治都市 堺」として、将来の関西州を見据えた新たな地域主権の時代を切り拓いていきたいと思えます。

HPアドレス: <http://www.city.sakai.lg.jp/>

問い合わせ先: 堺市 企画部大都市政策担当 TEL 072-222-0380



真の分権型社会の実現に向けて

神戸市 市長

矢田立郎 氏 (72)



明治以来、我が国は、中央集権といわれる体制の下、さまざまな政策を実施しこれまでに例を見ないほど目覚ましい経済成長を成し遂げてきました。しかし、少子高齢化や経済のグローバル化、また、アジア諸国が急速に発展を遂げる中、これまでのように、国が一律に決めた制度、政策の下で進んでいくには限界がきており、このままでは日本の発展は望めません。これからの時代は、それぞれの都市が持つ個性や魅力を最大限発揮し、地域自らが考えて施策を展開していくことが必要なのです。

それには、必要な権限と財源を国から地方へ移譲し、また、都市の成長を阻害している大きな要因である規制を外していくことが必要です。

これは国と地方の役割分担を再構築していくことであり、国と地方の今後のあり方を変えていく大きな問題であるため、住民の理解の下、国全体で取り組んでいく必要があります。この改革の牽引役となるのが、指定都市であり、中核市であり、特例市であると考えています。3市に共通しているのは、市民生活に直結する仕事を行っている基礎自治体としての役割と、圏域の中核として周辺自治体を先導していく都市としての役割を担っているということです。この両面を持ち合わせている我々には、改革をリードしていく責任と使命があると考えています。

その取り組みの一つとして、10月19日に「地域主権の確立に向けて-指定都市・中核市・特例市に求められる役割」をテーマにしたシンポジウムを東京で開催します。

地方から国のあり方を変え、国の新たな未来を切り開いていくため、今後も、指定都市・中核市・特例市が連携し、全国の自治体の先導役となって、真の分権型社会の実現に向け取り組んでまいります。

HPアドレス: <http://www.city.kobe.lg.jp>

問い合わせ先: 神戸市企画調整局企画課 TEL 078-322-6677



市民に地方分権改革を実感していただくために

岡山市 市長
高谷茂男 氏 (75)



社会、経済の大変革期とも言える今日、マニュアル的思考を廃し、市民の幸せを実現する創造性豊かな行政運営が求められている。岡山市は第2期分権改革の成果の一つである累次の一括法の成立を好機と捉え、地域の実情に応じ、最もふさわしい条例を定め、市民に地方分権改革の成果を具体的に実感いただく取り組みを進めている。

現行の市営住宅制度は、①入居期間の定めがないことから、収入基準を超えた者が居住を継続し、低所得の入居待機者との均衡を欠く事態が生じている②原則、家族・高齢単身者が対象で、近年増加している生活に困窮する若年単身者が入居できない③迷惑行為の明確な定義がなく、ペット飼育や迷惑駐車、騒音等のトラブルが絶えない④地域や住戸ごとの応募倍率に偏りが生じている(倍率0～50倍超)など、さまざまな問題が顕在化している。

岡山市では、市営住宅の入居基準等について条例による設定が可能となったことを受け、市営住宅を住宅に困窮する低所得者が困窮から脱出するための「ファーストステップ」に明確に位置付けることで、こうした問題への対応を図るとともに、新たな市営住宅政策の推進により公共の福祉を増進すべく、本市独自の措置を講じたところである。

具体的には、20歳以上59歳までの住宅に困窮する低所得の一般単身者の入居要件を緩和するとともに、ユニバーサルデザインの導入や新エネルギー利用等を加えた整備基準を条例に盛り込んだ。同時に、2012年4月1日からの新規入居者および既存入居者から契約の地位を承継する者を対象に、家族世帯および「特に居住の安定を図る必要のある世帯」は一律5年、一般単身者については一律3年とする契約期間制度を導入した。また、条例違反者や賃料滞納者は契約を更新しないことを原則とし、更新時において収入基準を超える世帯も更新しないことを条例に明記した。これらの措置によって、特定の世帯による長期入居の解消や滞納率の低下を図り、限られた住宅ストックの有効活用が図られるものと期待している。

HPアドレス: <http://www.city.okayama.jp/>

問い合わせ先: 岡山市 住宅課 TEL 086-803-1466



真の分権型社会の実現に向けた取組

広島市 市長
松井一實 氏 (59)



【国と地方の関係】

今日のような成熟社会においては、中央からの画一的な視点ではなく、より地域の事情や特性に応じた行政展開が必要です。この点を踏まえると、私は、これからの地方自治体は、政府の言うことを聞くだけでなく、法律や政令で決まっている事柄についても、社会経済情勢に適合しているか否かを主体的に検証、判断し、適合していない時には、改正を求めたり、権限の移譲を求めたりしていくことが重要であると考えています。

【大都市の役割】

指定都市は、各圏域の中核都市として、人口の集中や産業の集積など、大都市特有の行財政需要に対応しながら、全国の都市自治体を先導する役割を果たしています。

こうした中で、本市は、県や近隣市町との連携の下、リーダーシップを発揮し、市域のみならず、周辺市町を含めた都市圏全体、或いは県全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する存在でありたいと考えています。

とりわけ、周辺市町を含めた都市圏内の各地域資源を活用した産業振興、経済循環、雇用拡大につながるような取組を積極的に進めていくことで、少子化・高齢化や人口減少社会の中にあっても、活力にあふれにぎわいのある都市圏を形成することにつながるとともに、地方分権が進展した際の国からの権限移譲の受皿を整えることにもつながればと考えています。

【市民目線での取組】

住民がより良い行政サービスを受けるためには、市民目線で物事を考えることが欠かせず、住民に最も身近な存在である基礎自治体の果たす役割は大変重要です。

こうした考えの下、基礎自治体でもある本市では、ハローワークの職業紹介に係る事務権限の移譲を求めており、その取組の第一段階として、福祉的支援を必要とする市民の方を対象に区役所にハローワークの窓口を設けました。今後、その成果と課題を検証しながら、実施個所や対象者等の拡大を検討し、広く生活面での困難・問題を抱えた市民に対して、ワンストップで総合的な支援を提供できるようにしていきたいと考えています。

こうした取組を積み重ねることで、着実に地方分権を具現化していきたいと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.hiroshima.lg.jp>

問い合わせ先: 広島市 分権・行政改革推進課 TEL082-504-2017



地域主権と基礎自治体の役割

北九州市 市長
北橋健治 氏 (59)



昭和38年に旧五市(門司・小倉・若松・八幡・戸畑)の対等合併で誕生した本市は、来年、市制50周年を迎えます。当時は、世界でも例のない試みであり、合併翌年には国連が調査団を派遣するなど、地方自治の先進モデルとなりました。

現在、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化が進み、日本を取り巻く社会情勢は大きく変わり、国と地方のあり方については、大きな転換期に来ていると実感しています。その中で、国や地方において地域主権改革の取組を一層推進し、それぞれの自治体にとって、地域で暮らす住民がより幸せになるよう、「住民が主役の仕組み」に変えていくことが重要となります。その結果、地域の様々な課題に適切に対応できるようになり、日本全体の持続的な発展につながるのではないかと考えております。

【理想の地方自治について】

また、地方自治の運営にあたっては、住民に最も身近な存在である基礎自治体が、住民ニーズに的確に対応し、行政サービスを効率的に提供していく必要があると考えています。

そのためには、基礎自治体へ必要な権限や財源を更に移譲し、基礎自治体が自主的に、責任を持って、地域における行政の中心的な役割を担うことができる制度とすることが重要であると考えます。その中で、特に大都市は、人口集中、産業集積を原動力に圏域の成長を牽引し、ひいては我が国全体の経済発展の一翼を担うとともに、港湾・空港・道路・上下水道・廃棄物処理施設など、都市インフラの整備・充実を通じて、圏域の中核都市としての役割を果たしていく必要があります。

一方で、広域で担うべき行政サービスについては、県を廃止して州を置く「廃県置州」という考え方に基いた道州制を検討すべき時期に来ています。

本市としては、他の政令指定都市や中核都市、特例市と協調・連携し、道州制の実現に向けた取組を進めるとともに、地域住民と一緒に地に足をつけた議論を行い、住民のためになるような制度を考えていきたいと思っております。

HPアドレス: <http://www.city.kitakyushu.lg.jp>

問い合わせ先: 北九州市 企画課 TEL 093-582-2158



福岡市が目指す地域主権のあり方について

福岡市 市長

高島宗一郎 氏 (37)



私は福岡市を九州・アジアから尊敬される「アジアのリーダー都市」、そして「市民が共感できる市政」を行う都市とすることを目指しています。この目標にチャレンジするにあたり大きな力となるのが、地域主権改革と考えています。

わが国は現在、市民ニーズやライフスタイルの多様化、少子高齢化、社会経済活動の変化、コミュニティの希薄化など、多様な社会的環境の変化に直面しています。その一方で情報化の進展により、さらなるスピード感が求められ、地方自治のあり方は大きく変化しています。

これまでの行政サービスは、中央集権的に国や首都圏を中心に制度設計が進められてきましたが、今後は基礎自治体優先の原則に基づき、各基礎自治体がより住民に近いところで、地域の実状や特性に応じた施策を展開していく必要があると考えています。

そこで福岡市では地域の発展・成長を目指して、これまで様々な行政課題に取り組んできた「都市圏」を重視した新たな大都市のあり方について検討を行っています。福岡市を含む9市8町で構成される福岡都市圏で連携をより強化していくことは、今後の人口減少社会の中で持続可能な行政システムを考えるうえで、非常に重要なポイントです。また、生活圏、経済圏が同一である福岡都市圏が一体的に機能することで、人と投資を呼び込み、まちの成長を実現させ、暮らしの質が高まるという好循環をつくっていきたいと考えています。さらに、このことは将来的に道州制が導入された際に、九州や日本の成長を牽引し得る地域づくりの礎となると考えています。

今後の地域主権改革の推進には、指定都市だけでなく、各自治体が有するポテンシャルや役割を十分に発揮し、連携していくことが不可欠であり、このことからこの度指定都市市長会、中核市市長会、全国特例市市長会が、地域主権改革について認識を共有するシンポジウムが開催されることは大変意義深いものと考えています。

HPアドレス: <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

問い合わせ先: 福岡市 総務企画局企画調整部 TEL 092-711-4086



暮らしやすい都市くまもとを目指して

熊本市 市長

幸山政史 氏 (47)



熊本市は肥後54万石の城下町として発展した歴史を持ち、清冽な地下水や豊かな緑などの自然環境に恵まれた、九州中央に位置する交流拠点都市です。

本市は、昨年3月の九州新幹線全線開業に続き、本年4月には政令指定都市へと移行し、今まさに歴史的に大きな転機を迎えています。そして、これに伴い、九州の一体的発展を牽引する大都市としての役割が高まるとともに、よりきめ細やかな行政サービスの提供や住民自治の充実が求められているところです。そこで、大都市としての広域的な視点と基礎自治体としての住民に近い視点とともに大切にしながら、政令指定都市としての都市ブランドや拡充された権限・財源を活用して、自らの判断と責任による自主自立のまちづくりを進めていくことが必要と考えています。

現在は都市間競争の時代とも言われますが、これからは他都市に追いつけ追い越せの発想ではなく、それぞれの都市がその特性に磨きをかけ、その都市らしいまちづくりを着実に進めていくことが、住民の暮らしやすさの実感へとつながるものと思っています。また、これまで重視してきた経済性や効率性のみではなく、都市の快適性も高めていくことが、今後ますます重要となってくるのではないのでしょうか。

本市では、今後さらに、歴史・文化や豊かな自然、恵まれた医療環境などの特性を生かしたまちづくりを進め、その魅力を国内外に発信することで、もっと暮らしやすさを実感できる「日本一暮らしやすいまち」、そして、全国や東アジアから「選ばれる都市」を目指してまいります。

HPアドレス: <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

問い合わせ先: 熊本市 企画課 TEL 096-328-2035